

まちづくり課の目標（令和 7 年度）

まちづくり課長 石川 智

1 課の役割

まちづくり課は、維持管理班及び計画整備班の 2 班で構成され、主な業務として、町道及び河川・水路の整備と維持管理（公共用財産の管理を含む）、交通安全対策、防犯街灯等の整備と維持管理、自転車等駐車場の整備と維持管理、都市公園の維持管理、中川流域の治水対策、建築確認及び開発行為等に対する助言と指導、都市計画決定、住宅の耐震改修工事等に対する補助金交付業務などがあり、住民生活に密着した快適なまちづくりの役割を担っています。

2 個別事業とその目標

1 町道の整備と修繕

（1）整備（維持管理班）

尾上及び飯積地先の町道 02-012 号線において、高崎川を跨ぐ飯積橋架設工事に着手し、令和 8 年度完了を目指します。

中川流域治水対策のうち最も有効な対策である中川調節池整備工事に着手し、早期完了を目指します。

（2）修繕（維持管理班）

橋梁の長寿命化のため、JR を跨ぐ台橋の補修設計を行います。

2 道路及び公園施設の適切な維持管理

（1）道路施設の適切な維持管理（維持管理班）

定期的な道路パトロールを実施し、道路舗装や交通安全施設の異状の把握に努めるとともに、迅速な対応を行います。

（2）公園施設の適切な維持管理（維持管理班）

住民の憩いの場である総合公園及び街区公園の適正な管理を行います。

また、公園施設の長期的な保全のため長寿命化計画を策定します。

(3) 街区公園施設の改修

上ヶ作緑地の公園トイレが老朽化のため補修が続いていることから、全面改修工事を行います。

(4) 植栽の適切な維持管理（維持管理班）

道路や公園・緑地等の除草及び植栽の剪定等を適切な時期に実施し、安全な歩行空間の確保や良好な公園・緑地等の維持に努めます。

3 安全で快適なまちづくり

(1) 空き家等対策（計画整備班）

町の空き家等対策の協定事業のひとつである空き家予防セミナーの開催等を町ホームページや広報「ニューしすい」等で周知します。

また、空家等対策計画に基づく取り組みを推進します。

(2) 良好な景観形成の促進（計画整備班）

景観法及び町景観基本条例の目的や理念、町景観条例の規定等について、町ホームページ等で周知し、届け出にあたり適正な指導を行い、良好な景観の形成に向けた取り組みを推進します。

(3) 住宅耐震改修の促進（計画整備班）

住宅耐震診断、住宅耐震改修工事、耐震シェルター等の整備及び危険コンクリートブロック塀等の撤去の各種補助制度について、町ホームページや広報「ニューしすい」等で周知し、住宅耐震改修等の促進に努めます。

(4) 狭あい道路整備の促進（計画整備班）

狭あい道路の拡幅に向けた手続き等について、町ホームページや広報「ニューしすい」等で周知し、狭あい道路の整備に向けた取り組みを推進します。

(5) 宅地耐震化推進事業の促進（計画整備班）

令和5年度調査を実施した上本佐倉1丁目において、より詳細な調査を実施し、宅地耐震化を推進します。